

[事案 21-122] 生存給付金支払請求

- ・平成 22 年 3 月 8 日 裁定申立て
- ・平成 22 年 3 月 23 日 不受理決定

< 事案の概要 >

保険会社が、事務処理上の過誤により、給与引き去りすべき平成 7 年 1 月分以降の保険料を別の人物の給与から引き去ってきた。保険会社は、申立契約を継続することを前提に、①保険料支払義務の消滅時効期間(商法 663 条)が経過していない過去 1 年間分の保険料の支払いと、②既に消滅時効期間が経過している過去 1 年間分以外の保険料については、民法 508 条に基づき、保険会社に据え置かれている「すえ置金」及び「配当金」との相殺(相殺後の不足保険料の保険会社負担)を提案してきた。

しかし、保険会社の提案には納得できないので、過去 1 年間分を含む全期間の保険料請求権の放棄と、「すえ置金」の支払い(相殺の否定)を求める。(予備的には、「すえ置金」から過去 1 年間分のみ限定しての保険料の控除(それ以外の「すえ置金」の自分への帰属)を求める。)

< 不受理の理由 >

本事案は、もちろんあってはならないことであるが、法的には保険会社の提案には理由があり、申立人の要求内容は、その法的根拠を見出すことができない。裁定審査会は、ADR(裁判外紛争解決機関)だが、法的根拠を見出すことができない申立てを取り上げ、審理することは適当ではないことから、その性質上裁定を行うに適当でないと認められ、生命保険相談所規程 32 条 1 項(5)にもとづき、申立てを不受理とした。